



# 第29回定時株主総会招集ご通知

## 開催日時

2023年11月28日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時15分）

## 開催場所

大阪市中央区本町橋2番8号  
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 決議事項

第1号議案  
剰余金の処分（第29期期末配当）の件

第2号議案  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案  
監査等委員である取締役3名選任の件

インターネット等または書面（郵送）による議決権行使期限  
2023年11月27日（月曜日）午後6時まで

(証券コード2735)

2023年11月10日

株 主 各 位

大阪市中央区城見一丁目4番70号

**株式会社ワッツ**

代表取締役社長 平岡史生

## 第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.watts-jp.com/>

（上記当社ウェブサイトアクセスいただき、メニューより、**企業情報「投資家情報・IR」**（2023年11月14日以降は**「株主・投資家情報」**）→**「株主総会」**を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ワッツ」または「コード」に当社証券コード「2735」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年11月28日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号  
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第29期（自2022年9月1日 至2023年8月31日）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（自2022年9月1日 至2023年8月31日）  
計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分（第29期期末配当）の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- 
- （注）1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第12条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ・連結計算書類の「連結注記表」
  - ・計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

---

2023年11月28日（火曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時15分）



**インターネット等で議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

2023年11月27日（月曜日）  
午後6時入力完了分まで



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

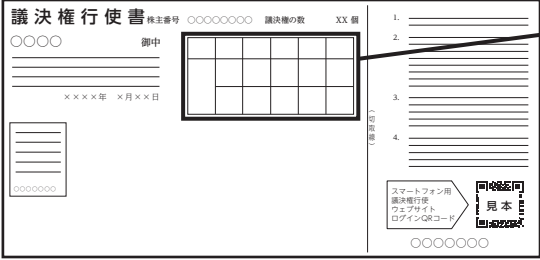
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

---

2023年11月27日（月曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

〇〇〇〇 届中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインIDとパスワード

QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

### 第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

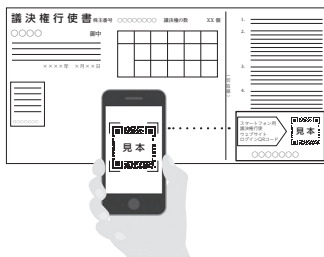
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

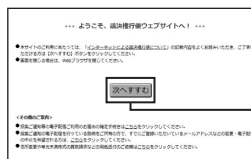
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

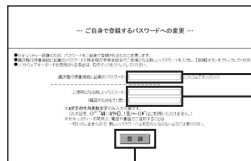
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

(自 2022年9月1日)  
(至 2023年8月31日)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費においては「ウィズコロナ」下での行動制限解除に伴う国内旅行需要の回復や、賃上げによる需要喚起の効果は一時的に見られたものの、円安相場の定着と資源価格の高止まりによるコストプッシュ型の物価高から個人消費は総じて伸び悩みました。インバウンド需要は円安のメリットをフルに受けて回復しており、今後さらなる増加が見込まれる状況が持続しています。企業部門では、依然として不透明な海外景気見通しや慢性化した感のある人員不足、コスト高はあるものの、半導体に代表される部材不足の緩和や旺盛な設備投資需要を受け、総じて堅調に推移いたしました。

このような環境のもと、100円ショップ「Watts (ワッツ)」 「Watts with (ワッツ ウィズ)」 「meets. (ミーツ)」 「silk (シルク)」等を展開する当社グループは、収益源の多角化を図るべく、国内100円ショップ事業だけではなく、ファッション雑貨店やディスカウントショップの運営等の国内その他事業、並びに海外事業にも取り組んでおります。

国内100円ショップ事業につきましては、「ワッツオンラインストア」に「Buona Vita (ブオーナ・ヴィータ)」 「Tokino:ne (ときのね)」の商品の他、オンラインショップ限定商品も導入し、掲載商品数は1万9千アイテム以上と大幅に拡充いたしました。

また、精算業務の効率化による生産性向上等を目的にセルフレジ導入を進めるとともに、前連結会計年度にM&Aで取得した「FLET'S (フレッツ)」等の店舗のリニューアルや売り場の見直しを実施いたしました。

出店状況につきましては、通期計画の236店舗に対して228店舗の出店を行いました。一方で不採算店舗の整理や母店閉鎖等による退店が100店舗（うちFC 4店舗）あり、当連結会計年度末店舗数は、直営が1,750店舗（132店舗純増）、FCその他が19店舗（4店舗減）の計1,769店舗となりました。また、Wattsブランド店舗である「Watts」「Watts with」については、1,247店舗（218店舗純増）と全体の70.5%となりました。

国内その他事業につきましては、心地よい生活を提案する雑貨店「Buona Vita」は15店舗（8店舗減）となりました。店舗数減少の主な要因は、2022年9月1日付で100円ショップを営む㈱ワッツ東日本販売が、「Buona Vita」を営む㈱ワッツ・コネクションを吸収合併したため、当社100円ショップ内に出店していた「Buona Vita」の委託販売型店舗6店舗を店舗数から除外したことによるものです。

時間をテーマにしたおうち雑貨店「Tokino:ne」は直営2店舗（増減なし）に加え、当社100円ショップへのコーナー展開を約200店舗で開始いたしました。生鮮スーパーとのコラボである「バリュー100」は1店舗（増減なし）、ディスカウントショップ「リアル」は5店舗（1店舗減）となっております。

海外事業につきましては、東南アジアを中心とした均一ショップ「KOMONOYA（こものや）」は、タイで25店舗（12店舗減）、ペルーで10店舗（4店舗減）となりました。中国での均一ショップ「小物家園（こものかえん）」は、4店舗（増減なし）となっており、自社屋号の「KOMONOYA」「小物家園」の店舗数は39店舗（16店舗減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は59,309百万円（前期比1.6%増、計画比100.5%）となりました。

100円以外の商品の売上比率上昇に伴う原価率低減効果が一定程度見られたものの、売上総利益率は前連結会計年度より0.3ポイント低下いたしました。また、光熱費や運賃の増加等により、営業利益は621百万円（前期比37.7%減、計画比155.4%）、経常利益は648百万円（前期比43.5%減、計画比162.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益は250百万円（前期比67.9%減、計画比167.1%）となりま

した。（前期比は前連結会計年度実績比、計画比は2023年7月10日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表した2023年8月期連結会計年度の連結業績予想比）

なお、当社グループの事業は、100円ショップの運営及びその付随業務の単一セグメントであるため、セグメントの記載をしておりません。



## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は788百万円であり、その主なものは100円ショップの新規出店に伴う差入保証金、工具、器具及び備品等であります。

## 3. 資金調達の状況

上記設備投資額は全額自己資金にて充当しており、記載すべき重要な資金調達はありません。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## 5. 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 6. 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

子会社の㈱ワッツ・コネクションは、2022年9月1日付で子会社の㈱ワッツ東日本販売を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

子会社の㈱音通エフ・リテールは、2022年9月1日付で子会社の㈱ワッツ東日本販売へ吸収分割し、同日に子会社の㈱ワッツ西日本販売を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

## 7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## 8. 対処すべき課題

「国内100円ショップ事業の成長性の確保」、「新業態の収益性の確立」、「海外事業の拡大」、「収益力及びコスト増加への対応力強化」、「次世代人材の確保・育成」、「SDGs/ESG経営の推進」を重点課題として取り組み、収益性の一段の向上と、持続的成長と中長期的な企業価値の増大の実現を目指した経営を展開してまいります。これらの課題に対し、当社グループでは以下のように取り組んでおります。

### 「国内100円ショップ事業の成長性の確保」

当社グループが成長していくためには、基幹事業である国内100円ショップ事業の継続的な成長は欠かせないものであると考えております。当事業でのさらなる成長を目指し、Wattsブランド店舗の展開、月替わりの販促企画の実施、お客様にさらに満足いただけるように価値をプラスした100円以外の価格帯の商品導入、新たな販売チャネルとしてオンラインショップの運営といった施策を進めております。オンラインショップにつきましては、2021年9月1日に大幅リニューアルしており、現在は「Buona Vita」、「Tokino:ne」等の国内100円ショップ事業以外の商品も取扱っています。将来的にはグループ全体のECサイトを目指しております。

また、これまで同様実生活雑貨を重点商品と位置付け、独自に開発した良品質でお買い得感のある商品を、プライベートブランド「ワッツセレクト」として店舗へ投入してまいります。

### 「新業態の収益性の確立」

当社グループは、新たな事業を開発し、経営内容の多角化及び国内100円ショップ事業との連携による事業拡大を新たな成長の原動力にしたいと考えております。心地よい生活を提案する雑貨店「Buona Vita」、時間をテーマにしたおうち雑貨店「Tokino:ne」、ディスカウントショップ「リアル」等、既存の事業を拡大させることに加えて、100円ショップ事業を補完する直接消費者との係わりを持つ新しい収益源の発掘に取り組んでまいります。

### 「海外事業の拡大」

当社グループでは、将来の国内市場の成長の鈍化を見込み、2009年8月期より海外での店舗展開を行っております。足がかりとして取り組んだタイでの展開においては現地有力企業グループと合併化し、売上・利益極大化に向けて取り組んでいます。今後は、東南アジア並びに中南米で展開する直営店舗及びFC店舗で足場をしっかりと固めつつ、卸売（現地パートナーとの協業）での新規市場の拡大を進めていくことで、グループの成長を牽引する事業となりうるよう、さらなる挑戦を継続してまいります。

### 「収益力及びコスト増加への対応力強化」

前述した「国内100円ショップ事業の成長性の確保」、「新業態の収益性の確立」、「海外事業の拡大」の3つの取組みによって、毎期の増収を図るとともに、自動発注システムやセルフレジ導入による省人化・生産性の向上、適正な売価の反映等の施策を進めることで、人件費や家賃をはじめとする販売費及び一般管理費の売上高に対する比率を抑制してまいります。

### 「次世代人材の確保・育成」

当社グループは、人材も重要な経営資源の1つと位置付け、優秀な人材の確保及び育成に努めております。人材の確保につきましては、昨今の深刻な人手不足に対応すべく、積極的な新卒採用・中途採用に加え、パート・アルバイト従業員の正社員への登用に取り組んでおります。人材の育成につきましては、グループ規模の拡大、業務内容の多角化、海外への積極展開、未経験業務への挑戦など、グループを取り巻く環境の変化に対応できる人材を多く育成するために、この要請に応えられる人事制度の構築を目指しております。また、性別・国籍等を問わず、誰もが活躍できる社内環境整備を進めております。

### 「SDGs/ESG経営の推進」

会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、SDGsを意識した経営が正に求められています。主な取組みとして、環境面に配慮したレジ袋の導入や、社内ペーパーレス化、店内照明のLED化、ソーシャルボンドへのESG投資の実施、安価でも

環境面・安全面・健康面を十分意識した価格以上の価値を感じていただける商品の開発等を行っております。

また、当社は気候関連課題を含むサステナビリティに関する問題に対処するため、サステナビリティ委員会を設置しております。当該委員の委員長は代表取締役社長が務めることにより、最終的な意思判断及び取締役会への報告のプロセスを円滑化し、気候関連課題の経営への統合を図りやすい体制を整備しています。

## 9. 財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2020年 8 月期)	第 27 期 (2021年 8 月期)	第 28 期 (2022年 8 月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (2023年 8 月期)
売 上 高 (千円)	52,795,694	50,702,569	58,347,501	59,309,148
経 常 利 益 (千円)	1,731,147	1,586,653	1,148,335	648,670
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	774,378	965,830	781,185	250,578
1 株当たり当期純利益 (円)	57.80	72.09	57.83	18.46
総 資 産 (千円)	21,544,684	21,340,997	25,600,554	25,489,183
純 資 産 (千円)	10,481,692	11,222,138	11,931,019	11,964,985

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2020年 8 月期)	第 27 期 (2021年 8 月期)	第 28 期 (2022年 8 月期)	第 29 期 (当事業年度) (2023年 8 月期)
売 上 高 (千円)	32,595,608	30,935,822	30,965,929	36,929,125
経 常 利 益 (千円)	960,874	751,874	450,260	407,731
当 期 純 利 益 (千円)	132,226	223,825	611,372	773,521
1 株当たり当期純利益 (円)	9.87	16.71	45.26	57.00
総 資 産 (千円)	17,554,663	16,819,861	20,225,769	21,052,281
純 資 産 (千円)	9,042,149	9,057,864	9,506,645	10,019,335

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容	店 舗 数
株 式 会 社 東 日 本 販 売 ワ ッ ツ	10,000千円	100.0%	100円ショップの運営	771店 (14店)
株 式 会 社 西 日 本 販 売 ワ ッ ツ	10,000千円	100.0%	100円ショップの運営	1,015店 (5店)
有 限 会 社 リ ア ル	50,000千円	100.0%	ディスカウント ショップの運営	5店
株 式 会 社 ニ ッ パ ン	20,000千円	100.0%	100円ショップ 向けの卸売業	-
Watts Peru S.A.C.	4,450千US\$	100.0%	ペルー国内での均一 ショップの運営	10店

- (注) 1. (株)ワッツ東日本販売及び(株)ワッツ西日本販売の店舗数のうち( )内はFC店舗の数であります。
2. (株)ワッツ・コネクションは、2022年9月1日付で(株)ワッツ東日本販売を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。
3. (株)音通エフ・リテールは、2022年9月1日付で(株)ワッツ東日本販売へ吸収分割し、同日に(株)ワッツ西日本販売を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

## 11. 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成されており、主に100円ショップ運営とその付随業務を行っております。

## 12. 事業所 (2023年8月31日現在)

### (1) 当社

本 社：大阪市中央区城見一丁目4番70号

### (2) 子会社

株式会社ワッツ東日本販売	：	東京都北区
株式会社ワッツ西日本販売	：	大阪市中央区
有限会社リアル	：	大阪府大東市
株式会社ニッパン	：	千葉県船橋市
Watts Peru S.A.C.	：	ペルー共和国リマ市

### 13. 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

#### (1) 企業集団の従業員の状況

事業内容	従業員数 (名)		前期末比増減	
100円ショップの運営とその付随業務	429	(3,015)	13名減	(88名減)
全社 (共通)	40	(9)	—	(1名増)
合計	469	(3,024)	13名減	(87名減)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、( )内は外書で臨時従業員 (1年間における1日8時間換算による平均雇用人数で算出) を記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

#### (2) 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
83 (17)	11名増 (4名増)	44.1	13.0

(注) 従業員数は就業人員であり、( )内は外書で臨時従業員 (1年間における1日8時間換算による平均雇用人数で算出) を記載しております。

### 14. 主要な借入先 (2023年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,100,065
株式会社三菱UFJ銀行	616,682
日本生命保険相互会社	563,600
株式会社みずほ銀行	394,860
三井住友信託銀行株式会社	208,947

### 15. 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。



## II 会社の現況に関する事項

### 1. 株式の状況（2023年8月31日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 36,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 13,898,800株 |
| (3) 株 主 数      | 18,504名     |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
有 限 会 社 ト リ オ	1,255,600	9.32
株 式 会 社 カ シ オ ペ ア	773,600	5.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	649,100	4.82
大阪中小企業投資育成株式会社	648,000	4.81
平 岡 満 子	602,650	4.47
有 限 会 社 ア カ リ	562,000	4.17
平 岡 史 生	455,259	3.38
三井住友信託銀行株式会社	370,400	2.75
平 岡 紀 子	367,850	2.73
衣 笠 敦 夫	365,665	2.72

- (注) 1. 持株比率は自己株式431,092株を控除して計算しております。
2. 2023年7月10日開催の取締役会において決議されました、資本効率の向上及び株主還元の充実を目的として111,400株の自己株式を取得いたしました。
3. 2022年11月25日開催の取締役会において決議されました、譲渡制限付株式報酬として7,195株の自己株式を処分いたしました。
4. 2022年11月25日開催の取締役会において決議されました譲渡制限付株式報酬として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）7名に対して、7,195株を交付しております。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2023年8月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	平 岡 史 生	
常 務 取 締 役	福 光 宏	管理本部長
常 務 取 締 役	森 秀 人	経営企画室長
取 締 役	山 野 博 幸	事業本部長
取 締 役	平 田 正 浩	海外事業部長
取 締 役	角 本 昌 也	商品部長
取 締 役	衣 笠 敦 夫	
取 締 役 ( 常 勤 監 査 等 委 員 )	西 岡 亨	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	酒 谷 佳 弘	公認会計士 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役 株式会社プレサンスコーポレーション取締役 (監査等委員) 株式会社タカミヤ取締役 (監査等委員) 北恵株式会社監査役 粧美堂株式会社取締役 (監査等委員) クリヤマホールディングス株式会社取締役 (監査等委員)
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	林 堂 佳 子	弁護士 (弁護士法人青雲法律事務所社員)

- (注) 1. 取締役 (常勤監査等委員) 西岡亨氏、取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘氏及び取締役 (監査等委員) 林堂佳子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は3氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 当社は、取締役 (常勤監査等委員) 西岡亨氏、取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘氏及び取締役 (監査等委員) 林堂佳子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
3. 取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 林堂佳子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

## (3) 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性等、総合的に審議を行い、その答申を踏まえ、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しております。

#### a. 基本報酬に関する方針

当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、過去経歴に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

#### b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を報酬として、毎年一定の時期に支給します。目標となる業績指標とその値は、年度経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏

まえた見直しを行うものとしております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年11月25日開催の第27回定時株主総会にて承認可決された、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会の委任を受けた代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬である基本報酬（固定報酬）は月例の支給とし、業績連動報酬等（賞与）は役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給します。

業績連動報酬等（非金銭報酬等）は、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会にて適切な支給水準に設定され、支給時期を定めます。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

監査等委員である取締役に対する報酬案については、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

□ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等		
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	177,824	156,095	14,040	7,689	7
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18,000 (18,000)	18,000 (18,000)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	195,824 (18,000)	174,095 (18,000)	14,040 (-)	7,689 (-)	10 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等の業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は250百万円 (目標値530百万円) であります。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益については株主の配当原資となるためであります。非金銭報酬等の支給水準については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえて、その役割に鑑みて、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で定めた適切な水準にて設定しております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「Ⅱ 2. (3) イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ 1. (4) (注)4.」に記載のとおりであります。
4. 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) の非金銭報酬等 (株式報酬) の額は、2021年11月25日開催の第27回定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で額45百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) の員数は、7名です。
5. 取締役 (監査等委員を除く) の金銭報酬の額は、2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において年額300百万円以内 (うち、社外取締役分は年額50百万円以内) と決議しております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、7名 (うち、社外取締役は0名) です。
6. 取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。

7. 取締役会は、代表取締役社長平岡史生氏に対し、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役（監査等委員を除く）の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の他の法人等の重要な兼職の状況は(1)「取締役の状況」に記載のとおりとなります。

なお、各社外取締役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 西岡 亨	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。取締役会においては過去の常勤監査役としての経験と知識から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 酒谷 佳弘	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。取締役会においては公認会計士としての専門的な立場と会社の監査に関する高い見識から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 林 堂 佳 子	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。取締役会においては弁護士としての専門的な立場から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

### 3. 会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績を分析評価し、会計監査人が提示した当事業年度の監査報酬・監査計画等を検討した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## 4. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針」を次のとおり定めております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重できるように、コンプライアンス規程・倫理規程を制定するとともにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
  - (b) 内部通報規程を制定し、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見に努めるとともに通報者の保護を徹底する。
  - (c) 監査等委員会が取締役の職務の執行状態を監査監督する。
  - (d) 内部監査室において内部監査計画に基づき業務監査を実施し、重大な指摘事項で改善を要すると認められる事項が発見された場合は、代表取締役の承認を得て改善を勧告し、フォローアップ監査を行う。
- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 各部門の職務分掌の明確化と各部門間の適切な連携が組織運営の効率化に重要な役割を果たすとの原点に立ち返るとともに、職務の執行が効率的に行われることを目指して、取締役の役割と責任を重視した組織運営に取り組む。
  - (b) 取締役の職務執行を効率的に行うため、適時開催の経営会議において情報共有・意見交換を促進し、効率的な職務の執行に努める。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) リスクマネジメント委員会を設置し、取締役会はリスクマネジメントに関する基本方針を決定し、適時必要な指示をする。
  - (b) リスクマネジメント委員長は当社社長とする。
  - (c) リスクマネジメント委員会は毎期、リスクの抽出・評価・対策の原案を策定し、担当部署に対して必要な指示を出す。また、担当部署による遂行状況及び成果を管理・評価し、これらを取締役会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
  - (b) 上記(a)の情報は、取締役及び監査等委員から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状況を維持する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 当社取締役会は、子会社の業務の遂行状況について定期的に報告を受け、課題や問題点について確認・審議し、必要に応じて子会社に指示を出す。
  - (b) 子会社管理規程に基づき、当社との一体性を重視し、当社と同一基準の統制を維持し、かつ合理的な連携強化に取り組む。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとする。
  - (b) 監査等委員会から当該使用人に関する指示命令を受けたときは、これに関して取締役及び他の使用人の指示命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や与える事項や重大な法令・定款違反行為又は不正行為を発見した場合には、監査等委員会に報告する。
  - (b) 前項に従い監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部通報規程に定める。
  - (c) 監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を取締役及び使用人に求めることができる。

- ⑧ 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査等委員は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために、取締役会に加え経営会議等の重要な会議に出席することができる。
  - (b) 各会議議事録・主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - (c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
  - (d) 監査等委員の職務執行について生じる費用に関して請求をしたときは、特に不合理でない限り速やかに支払う。

## (2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス体制について

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し年4回会議を行うことにより、コンプライアンス違反の未然防止を図るとともに、発生事実や懸念事項の有無について定期に取り締役員全員に報告を求める等、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報規程に基づき社内及び社外に相談又は通報窓口の設置を行い、使用人全員に周知しております。なお、グループ全体へのコンプライアンス経営を促進するために、当社及び子会社の取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育や社内研修のさらなる充実に取り組むとともに、内部通報制度の運用状況を定期に評価することで制度の実効性の確保に努めております。

### ② リスク管理体制について

取締役及び全部門から選抜したメンバーで構成されたリスクマネジメント委員会を設置し、当事業年度は4回の会議を行いました。リスクマネジメント委員会はリスクマネジメント規程に基づき、経営・事業環境、災害・紛争など国内外の社会環境変化に適合するため、期初にリスク一覧表に登録されている網羅的リスク項目の見直しを行い、当事業年度優先的に対処すべきリスクとして抽出したリスク項目に関して対応計画とアクションプランを策定し取締役会に付議、取締役会は当該計画を審議の上、対処方針を決定しております。

さらに、事業部門等が個別に取り組むその他のリスク項目や新たに顕在化してきた課題等についても、適宜の取締役会への報告を義務付けていることなど、リスク管理の実効性確保に取り組んでおります。

### ③ 取締役の職務執行について

当社及び子会社各社の経営状況については毎月当社取締役会に報告がなされ、報告された課題や問題点について取締役会は担当取締役を始め、関係部署や子会社各社に改善指示を行っております。また、適時開催の当社経営会議においては、経営判断上の情報共有と意思疎通を促進し効率的に職務が執行できるように取り組んでおります。

### ④ 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、当社取締役会に加え当社経営会議及び子会社取締役会その他の重要な会議に出席しており、職務執行に関する重要な文書を閲覧しております。また、当社代表取締役社長を含む当社取締役及び子会社取締役とは定期的な会合を実施し、かつ必要に応じ、使用人には随時説明を求めております。さらに、定期・臨時の監査等委員会を開催する他、会計監査人・当社内部監査室と適宜に情報交換を行う等、監査・監督の実効性を確保しております。

### ⑤ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制評価の実施について

当社内部監査室は、内部監査実施計画に基づき各店舗・本社を含む各事務所にて業務監査を実施し、監査結果は、まず代表取締役社長に報告され、被監査部門取締役等へフィードバックされております。また、必要に応じての改善指示及び改善状況のフォローアップを行うとともに、監査等委員会への報告を行うことにより、業務の適正の維持を図っております。さらに、財務報告に係る内部統制についても統制環境をモニタリングし、統制範囲を再評価するとともに業務プロセス管理の適正を図っております。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第35条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主様の長期的かつ継続的な利益の拡大を重要な経営課題と認識し、将来の事業展開と財務体質の強化等のために必要な内部留保の確保を考慮しながら、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

## (4) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

## 5. 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>(18,919,998)</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>(9,966,293)</b>
現金及び預金	5,646,608	支払手形及び買掛金	3,974,812
受取手形及び売掛金	2,797,383	電子記録債務	3,886,711
商品及び製品	9,719,862	1年内返済予定の長期借入金	779,496
原材料及び貯蔵品	16,785	未払法人税等	117,202
未収消費税等	47,393	未払消費税等	102,700
その他	721,037	賞与引当金	142,008
貸倒引当金	△29,071	その他	963,362
<b>固 定 資 産</b>	<b>(6,569,184)</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>(3,557,905)</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>(2,011,208)</b>	長期借入金	2,104,658
建物及び構築物	906,488	退職給付に係る負債	456,153
車両運搬具	4,236	役員退職慰労引当金	31,673
工具、器具及び備品	820,569	資産除去債務	681,263
土地	257,800	その他	284,156
リース資産	5,973	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,524,198</b>
建物仮勘定	16,139	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>(849,521)</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>(11,851,719)</b>
のれん	406,767	資 本 金	440,297
その他	442,753	資 本 剰 余 金	1,350,605
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>(3,708,455)</b>	利 益 剰 余 金	10,261,701
投資有価証券	345,682	自 己 株 式	△200,885
繰延税金資産	545,983	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>(100,627)</b>
差入保証金	2,690,009	その他有価証券評価差額金	4,553
その他	134,581	為替換算調整勘定	96,073
貸倒引当金	△7,801	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>12,639</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,489,183</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,964,985</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>25,489,183</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2022年9月1日)  
(至 2023年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上		59,309,148
売上原価		36,854,440
販売費及び一般管理費		22,454,708
営業外収益		21,832,915
受取配当金	4,485	621,793
受取利息	372	
受取差益	33,274	
受取リース	4,809	
受取補償	32,655	
受取その他	1,789	84,995
営業外費用	7,608	
支店払戻金	12,158	
持分法による	21,974	
経常利益	15,842	58,118
特別利益	8,143	648,670
投資有価証券売却益	1,810	
固定資産売却益	684	2,495
固定資産除却損失	72,882	
減損損失	241,626	314,508
税金等調整前当期純利益		336,657
法人税、住民税及び事業税	115,559	
法人税等調整額	△29,480	86,078
当期純利益		250,578
親会社株主に帰属する当期純利益		250,578

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年9月1日)  
(至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	440,297	1,348,550	10,214,752	△133,386	11,870,213
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△203,629		△203,629
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			250,578		250,578
自 己 株 式 の 取 得				△70,465	△70,465
自 己 株 式 の 処 分		2,055		2,966	5,022
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	2,055	46,948	△67,498	△18,494
当 期 末 残 高	440,297	1,350,605	10,261,701	△200,885	11,851,719

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	4,962	51,854	56,816	3,989	11,931,019
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△203,629
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					250,578
自 己 株 式 の 取 得					△70,465
自 己 株 式 の 処 分					5,022
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△408	44,219	43,810	8,649	52,460
当 期 変 動 額 合 計	△408	44,219	43,810	8,649	33,965
当 期 末 残 高	4,553	96,073	100,627	12,639	11,964,985

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>(19,468,781)</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>(8,704,842)</b>
現金及び預金	5,085,880	買掛金	3,730,676
売掛金	6,576,167	電子記録債務	3,886,711
商品	339,119	1年内返済予定の長期借入金	779,496
材料及び貯蔵品	14,178	未払金	117,798
前払費用	30,639	未払費用	23,566
短期貸付金	7,183,257	未払法人税等	92,458
未収還付法人税等	289	未払消費税等	29,784
その他の	239,780	預り金	6,185
貸倒引当金	△533	賞与引当金	31,280
<b>固 定 資 産</b>	<b>(1,583,499)</b>	その他の	6,883
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>(155,338)</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>(2,328,103)</b>
建物	46,554	長期借入金	2,104,658
構築物	219	退職給付引当金	114,815
車両運搬具	2,415	資産除去債務	24,428
工具、器具及び備品	8,434	長期未払金	84,201
土地	97,713	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,032,945</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>(425,396)</b>	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
ソフトウェア	421,046	<b>株 主 資 本</b>	<b>(10,002,142)</b>
商標権	1,751	資本金	440,297
電話加入権	2,597	資本剰余金	(1,634,105)
<b>投資その他の資産</b>	<b>(1,002,765)</b>	資本準備金	876,066
投資有価証券	35,910	その他資本剰余金	758,038
長期前払費用	1,277	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>(8,128,624)</b>
関係会社株式	637,479	利益準備金	3,853
繰延税金資産	207,227	その他利益剰余金	(8,124,771)
差入保証金	35,789	繰越利益剰余金	8,124,771
その他の	85,079	<b>自 己 株 式</b>	<b>△200,885</b>
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等	(4,553)
<b>資 産 合 計</b>	<b>21,052,281</b>	その他有価証券評価差額金	4,553
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>12,639</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,019,335</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>21,052,281</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損益計算書

(自 2022年9月1日)  
(至 2023年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		36,929,125
売上原価		34,979,033
売上総利益		1,950,091
販売費及び一般管理費		1,630,965
営業利益		319,126
営業外収益		
受取利息	61,288	
受取配当金	372	
為替差益	31,453	
その他	6,901	100,016
営業外費用		
支払利息	9,350	
その他	2,061	11,411
経常利益		407,731
特別利益		
関係会社株式売却益	55,317	
関係会社貸倒引当金戻入益	478,759	
投資有価証券売却益	1,810	535,887
特別損失		
減損損失	42,391	42,391
税引前当期純利益		901,228
法人税、住民税及び事業税	79,158	
法人税等調整額	48,548	127,706
当期純利益		773,521

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2022年9月1日)  
(至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	440,297	876,066	755,983	1,632,050	3,853	7,554,879	7,558,733
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△203,629	△203,629
当 期 純 利 益						773,521	773,521
自己株式の取得							
自己株式の処分			2,055	2,055			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,055	2,055	-	569,891	569,891
当 期 末 残 高	440,297	876,066	758,038	1,634,105	3,853	8,124,771	8,128,624

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△133,386	9,497,694	4,962	4,962	3,989	9,506,645
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△203,629				△203,629
当 期 純 利 益		773,521				773,521
自己株式の取得	△70,465	△70,465				△70,465
自己株式の処分	2,966	5,022				5,022
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△408	△408	8,649	8,241
当 期 変 動 額 合 計	△67,498	504,448	△408	△408	8,649	512,689
当 期 末 残 高	△200,885	10,002,142	4,553	4,553	12,639	10,019,335

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年10月24日

株式会社ワッツ  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

指定社員 公認会計士 田邊太郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂戸純子  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワッツの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかど

うか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する

る連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年10月24日

株式会社ワッツ  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

指定社員 公認会計士 田邊太郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂戸純子  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワッツの2022年9月1日から2023年8月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監



査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月25日

株式会社ワッツ 監査等委員会

常勤監査等委員 西岡 亨 ㊟

監査等委員 酒谷 佳弘 ㊟

監査等委員 林堂 佳子 ㊟

(注) 監査等委員西岡亨、酒谷佳弘及び林堂佳子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分（第29期期末配当）の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては業績を勘案のうえ、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金15円（総額は202,015,620円）
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年11月29日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討した結果、特段の意見はない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひらおか ふみお 平岡 史生 (1960年7月4日生)	1998年4月 当社入社 2000年3月 取締役九州地区担当 2000年8月 取締役経営企画室長 2002年3月 代表取締役副社長経営企画室長 2003年3月 代表取締役社長 2017年4月 代表取締役社長事業本部長 2017年9月 代表取締役社長(現任)	455,259株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、引き続き代表取締役として経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役として適任と考えております。	
2	ふくみつ ひろし 福光 宏 (1959年9月25日生)	1995年6月 当社入社 1997年2月 取締役経理部長 1999年7月 取締役管理本部長 2015年6月 取締役管理本部長兼管理部長 2017年11月 常務取締役管理本部長兼管理部長 2023年4月 常務取締役管理本部長(現任)	290,325株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、主に管理部門を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有していることから、取締役として適任と考えております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	もり ひでひと 森 秀 人 (1960年 4 月12日生)	1984年 4 月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 英国、スペイン、米国、カナダでの駐在を経て 2006年10月 同行国際業務部大阪室長 2011年10月 同行グローバルサービスセンター副所長 2013年 3 月 当社に出向 経営企画室室長代理 2013年11月 当社入社 取締役経営企画室長 2017年11月 常務取締役経営企画室長 2018年 9 月 常務取締役経営企画室長兼第二事業本部長 2019年 9 月 常務取締役経営企画室長(現任)	30,065株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、金融機関を通じて培った幅広い経験と高い見識を有していることから、取締役として適任と考えております。		
4	やまの ひろゆき 山 野 博 幸 (1967年12月 9 日生)	1995年 5 月 当社入社 2005年11月 (株)関東ワッツ代表取締役 2007年12月 当社事業本部部长 2008年 6 月 (株)ワッツオースリー販売取締役 2009年 9 月 同社常務取締役 2014年 4 月 当社商品部部长 2015年11月 取締役商品部長 2017年 4 月 取締役事業本部副本部長兼商品部長 2017年 9 月 取締役第一事業本部部长兼商品部長 2019年 9 月 取締役事業本部部长兼商品部長 2019年11月 取締役事業本部部长(現任)	60,801株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、主に事業統括、商品戦略関連等の職務を通じて培った豊富な経験と知識を有していることから、取締役として適任と考えております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
5	ひらた まさひろ 平 田 正 浩 (1964年 5月26日生)	1988年 4月 セイコーエプソン(株)入社 1999年 6月 ノキア・ジャパン(株)入社 2000年11月 (株)ポッカコーポレーション (現ポッカサッ ポロフード&ビバレッジ(株)) 入社 2005年 9月 同社国際事業部事業部長 2013年 2月 エバラ食品工業(株)入社 同社海外事業本部副本部長 2015年11月 当社入社 海外事業部部長補佐 取締役海外事業部長 2017年 9月 取締役第一事業本部副本部長兼海外事業部長 2019年 9月 取締役事業本部副本部長兼海外事業部長 2019年11月 取締役海外事業部長 (現任)	17,307株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、海外で展開する製造業を通じて培った幅広い知見と経験を有していることから、取締役として適任と考えております。</p>			
6	かくもと まさや 角 本 昌 也 (1973年 4月30日生)	1997年 4月 (株)オートバックスセブン入社 2003年10月 (株)オースリー入社 2008年 9月 当社入社 2011年 9月 管理部部長補佐 2014年 4月 管理部部長 2015年 6月 事業戦略部部長 2017年 9月 第一事業本部副本部長兼事業戦略部長 2017年11月 取締役第一事業本部副本部長兼事業戦略部長 2019年 9月 取締役事業本部副本部長兼事業戦略部長 2019年11月 取締役商品部長 (現任)	13,719株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、当社の管理部・事業戦略部・商品部の部長を経験し、職務を通じて培った豊富な経験と知識を有していることから、取締役として適任と考えております。</p>			

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
7	<small>きぬがさ あつお</small> 衣 笠 敦 夫 (1959年 4月26日生)	1981年 4月 衣笠商店創業 1986年 3月 (有)オースリー設立 代表取締役社長 1992年11月 (株)オースリーへ組織変更 代表取締役社長 2007年 2月 当社取締役 2007年 3月 取締役副社長 2012年 3月 取締役副社長事業本部副本部長 2015年11月 取締役副社長 2021年11月 取締役 (現任)	365,665株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、長年にわたり企業経営者として培った豊富な経験・実績・見識を有していることから、取締役として適任と考えております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「Ⅱ 2. (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	にしおか 西岡 亨 (1953年7月26日生)	1976年4月 タツタ電線(株)入社 1983年4月 亀岡公認会計士事務所入所 1993年7月 (株)ピープル入社 2001年5月 アイ・ティー電子部品(株)入社 2005年4月 (株)カサタニ入社 2008年1月 (株)ショーエイコーポレーション入社 同社経理部部长 2013年9月 アトラ(株)入社 管理部部长 2015年3月 同社常勤監査役 2017年11月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任)	6,900株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 過去に管理部門業務及び常勤監査役としての実務経験を有しており、この知見を当社の監査・監督に活かしていただけることから適任と考えております。また、同氏の再任が承認された場合は、引き続き指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
2	さかたに よしひろ 酒 谷 佳 弘 (1957年3月11日生)	1979年10月 日新監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1982年3月 公認会計士登録 1998年8月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2004年7月 ジャパン・マネジメント・コンサルティング(株)設立 同社代表取締役(現任) 2004年7月 (株)プレサンスコーポレーション監査役 2005年6月 エスアールジータカミヤ(株)(現(株)タカミヤ) 監査役 2006年2月 北恵(株)監査役(現任) 2010年11月 当社監査役 2011年3月 SHO-BI(株)(現粧美堂(株)) 監査役 2015年6月 (株)プレサンスコーポレーション取締役(監査等委員)(現任) 2015年11月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2015年12月 粧美堂(株) 取締役(監査等委員)(現任) 2022年3月 クリヤマホールディングス(株) 取締役(監査等委員)(現任) 2022年6月 (株)タカミヤ取締役(監査等委員)(現任)	5,100株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び会社の監査に関する高い見識を有しており、この知見を当社の監督・監査に活かしていただけることから適任と考えております。また、同氏の再任が承認された場合は、引き続き指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏には、これ以前に監査役として5年の在任期間があります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	はやしどう よしこ 林 堂 佳 子 (1971年7月31日生)	2005年10月 弁護士登録 2006年10月 青雲法律事務所（現弁護士法人青雲法律事務所）入 所 2007年4月 大阪弁護士会 民事介入暴力及び弁護士業 務妨害対策委員会委員（現任） 2011年1月 弁護士法人青雲法律事務所社員弁護士（現任） 2011年4月 近畿弁護士会連合会 民事介入暴力及び非 弁護士活動対策委員会（現民事介入暴力及 び弁護士業務妨害対策委員会）委員（現 任） 2019年11月 当社取締役（監査等委員）（現任）	500株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識、実務経験を有しており、この知見を当社の監督・監査に活かしていただけることから適任と考えております。また、同氏の再任が承認された場合は、引き続き指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西岡亨氏、酒谷佳弘氏及び林堂佳子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、西岡亨氏、酒谷佳弘氏及び林堂佳子氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
4. 当社は、西岡亨氏、酒谷佳弘氏及び林堂佳子氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。3氏の再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「Ⅱ 2. (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

### (ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、当社の取締役の構成及びその有する主な知見・経験は次のとおりとなります。

氏名	当社における 地位及び担当	バックグラウンド						
		企業経営	人事/ 人材開発	財務/ 会計	リスク マネジメント	事業戦略/ マーケティング	法務	国際性/ 多様性
平岡 史生	代表取締役社長 指名・報酬委員会委員 人事委員会委員	○	○		○	○		○
福光 宏	常務取締役管理本部長 指名・報酬委員会委員 人事委員会委員	○	○	○	○		○	
森 秀人	常務取締役経営企画室長 指名・報酬委員会委員 人事委員会委員	○	○	○	○			○
山野 博幸	取締役事業本部長 人事委員会委員	○	○		○	○		
平田 正浩	取締役海外事業部長	○	○		○	○		○
角本 昌也	取締役商品部長	○		○	○	○		
衣笠 敦夫	取締役	○			○	○		
西岡 亨	独立社外取締役 常勤監査等委員 指名・報酬委員会委員			○	○		○	
酒谷 佳弘	独立社外取締役 監査等委員 指名・報酬委員会委員			○	○		○	○
林堂 佳子	独立社外取締役 監査等委員 指名・報酬委員会委員				○		○	○

